



平成16年度財政課長内かん

徹底した行革と歳出の見直しが急務

総務省は1月20日に開催した全国都道府県総務部長会議で、平成16年度の地方財政の見直しや地方団体における財政運営上の留意点を盛り込んだ「財政課長内かん」を示した。

内かんは平成16年度の地方財政について、借入金残高が16年度末に204兆円に達するなど大幅な財源不足の状況にあり、地方団体においては、分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、持続可能な財政への転換を図ることが急務であるとした。

16年度予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、個性と工夫に満ちた魅力ある地域の形成、循環型社会の構築と地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきであると強調した。

財政課長内かんの概要（一部省略）は次のとおり。

予算編成の基本的考え方

平成15年度の我が国経済については、年度当初には踊り場の状況が見られた後、米国の始め世界経済が回復する中で、輸出や生産が再び緩やかに増加していくとともに、企業収益の改善が続き、設備投資も増加するなど、企業部門が回復している。これにより、我が国経済は、民需中心に緩やかに回復していくものと見込まれる。ただし、デフレにつ

いては、物価の下落幅が縮小していくものの、なおデフレ傾向は継続する。政府は、昨年6月に平成14年度までの構造改革の進展を点検・評価した上で、「基本方針2003」を策定し、この基本方針も踏まえつつ、平成16年度には不良債権問題を最終させることを目指し、「金融再生プログラム」を着実に実施してきた。このほか、4月には、構造改革特別区域法を施行し、6月には、「530万人雇用創出プログラム」及び若

者自立・挑戦プラン」をとりまとめ、これらに基づく施策を推進してきた。平成16年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度によれば、このようなこれまでの改革の成果を更に浸透させつつ、構造改革の取組を加速・拡大していくことが必要であり、「基本方針2003」に基づき、デフレ克服を目指しながら、各分野にわたる構造改革を一体的かつ整合的に推進し、民間需要主導の持続的な経済成長の実現を目指すこととしており、平成16年度は、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資の緩やかな増加が続き、こうした企業部門の動きにより雇用・所得環境も厳しいながらも持ち直しに向かい、家計部門にも徐々に明るさが及んでいくことが期待されている。こうしたことから、我が国経済は、引き続き民需中心の緩やかな回復過程を迫るものと見込まれている。

それらの中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成15年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。地方財政の借入金残高は平成16年度末には204兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還負担の一層の増加が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。現下の極めて激しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成16年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等の地域の課題に重点的に取り組み、住民福祉の向上に努めるべきである。

- 1、平成16年度の国内総生産の成長率は、名目0.5%程度、実質1.8%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。
- 2、地方分権や住民ニーズの高度化・多様化等に適切に対処するため、地方団体が徹底した行政改革に取り組むことが強く期待されている。

各地方団体においては、行政改革の計画的な取組を推進するとともに

## 政 策

に、独自の工夫を加えつつ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に進められた。特に民間委託等の推進については、「総合規制改革会議の『規制改革の推進に関する第3次答申』」に関する対処方針について、平成15年12月26日閣議決定、「地域再生推進のための基本方針」平成15年12月19日地域再生本部決定」などを踏まえ、各地方団体においても、更に積極的かつ計画的に取り組まされた。なお、地方団体全体の取組状況や先進的な取組事例については、総務省のホームページ等により、適宜、紹介するので参考とされたい。

なお、PFI事業の活用や行政評価システムの導入などの新たな行政改革手法についても、積極的に取り組まれた。

3、定員及び給与については、定員管理及び給与水準の適正化等を図り、給与関係経費を抑制されたい。

特に、一部の地方団体においては、給与制度及びその運用に問題が残されていることから、地域住民の理解と納得が得られるよう、速やかにその適正化を図られたい。

国家公務員の退職手当については、すでに昨年10月より、支給水準の引下げ等の措置が講じられたところであるので、地方公共団体における退職手当についても、国に準じた措置を早急に講じられたい。

特に、退職時の特別昇給について、国の基準を上回る制度又は運用となつている団体にあつては、速やかにその適正化を図られたい。

また、高齢層職員について、国と同様に昇給停止年齢を原則55歳に引き下げる等の措置を講じていない団体にあつては、当該制度の趣旨等を踏まえ、早期に措置されたい。

定員管理については、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行を図るなど、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努められたい。

なお、昨今の厳しい財政状況等を踏まえた「定員モデル(道府県・指定都市・中核市・市分)」の改定結果を本年3月末までに送付するの、各地方団体における定員管理の参考指標として、積極的に活用されたい。

また、職員の人材育成に対する地方財政措置として、自己啓発、職場研修の推進等に対する支援を引き続き行うこととしているので、その適切な活用を図るとともに、人材育成に関する基本方針の策定及びその着実な推進に取り組まれたい。

さらに、分権化社会に向けた公務の能率的運営の推進を目指して、新たに人事評価システムの導入が必要であることから、未だ具体的な検討段階に至っていない地方団体においては公正かつ客観的な人事評価システムの構築に向けた検討に着手されたい。

また、具体的な検討に着手している団体にあつては、能力・実績を重視した新しい人事制度への円滑な移行を実現するため評価の試行に速やかに取り組まれたい。

4、各地方団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、行政改革大綱等に基づき数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる地方団体について、当該数値目標等により、将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、充当率の引上げ等による財政健全化を引き続き発行できることとしているので、中長期的な観点に立つた適切な財政運営の確保に十分配慮したうえで、活用を図られたい。

5、適正な予算の執行を確保する観点等から、監査委員制度の適正な運用、監査の徹底に努めるとともに、外部監査制度の積極的な活用を図られたい。

6、地方分権が実行の段階を迎え、住民に身近な総合的な行政サービスを提供する市町村の役割がますます重要なものとなるなかで、市町村の行政サービスを維持し、向上させるとともに、行政としての規模の拡大や効率化を図る観点から、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の期限である平成17年3月までに十分な成果があげられるよう、市町村合併をより一層積極的に推進することが必要となつている。

このため、市町村合併の実現に向けた地域住民の合意の形成等を図るための広報・啓発事業を引き続き行うこととしているほか、政府の市町村合併支援本部により決定された「市町村合併支援プラン」においても、地方財政措置の拡充、公共事業の優先採択・重点投資、合併に際しての各種障害除去対策等、合併に関する関係省庁の連携支援策を盛り込んでいるところであり、この支援プランに基づく各種支援等の活用を図られたい。

特に地域の実情を熟知した広域的な団体である都道府県の果たす役割は極めて重要であり、合併支援本部の設置、合併重点支援地域の指定、都道府県支援プランの策定・拡充等により、市町村合併をより一層強力に推進されたい。

7、投資的経費に係る地方単独事業については、「基本方針2003」を踏まえつつ、平成17年度までに、景気対策のための大幅な追加が行われていた以前の水準を目安に事業規模の抑制を図ることとし、平成16年度地方財政計画においては、国の予算編成における公共投資関係費の取扱い等も動案した上で、13兆4,700億円程度を計上することとしている。

この額は、前年度の額に比して9.5%の減となつているが、地方団体の予算編成に当たっては、近年、地方団体の決算額が地方財政計画額を下回っている実態にあることにも留意の上、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興

等に必要な事業量を確保されたい。  
 また、事業内容については、いわゆる箱物整備を抑制することも、地域情報化等の基盤整備への重点化を図ることとし、「地域活性化事業」(6、900億円)において、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしているので、積極的な活用を図られたい。

「地域活性化事業」においては、地域の活性化に向けて、「循環型社会形成事業」、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」、「都市再生事業」、及び「地域情報通信基盤整備事業」をメニューとして設けている。

各メニューにおいては、それぞれ次に例示するような事業について財政措置の対象とすることとしているので、その活用を図られたい。

また、地域資源(既存施設等)の再生・有効活用を図るため、既存の遊休施設等を転用して新たな公共施設を整備するリニューアル事業についてもそれぞれの事業に係る地方債の対象とすることとしているので、その活用を図られたい。

(1) 循環型社会形成事業

・「地域環境保全・創造事業」として、地方団体が率先して取り組む自然再生・地球温暖化対策に係る事業等

・「国土保全対策」として、森林・農地が果たしている国土保全機能を守るための各種事業、新規就農者・後継者の確保のための事業等

(2) 少子・高齢化対策事業

・「子育て支援事業」として、子育て支援の観点から行う公共施設の改善等  
 ・「共生のまちづくり推進」として、公共施設等のバリアフリー化、保健福祉施設の整備等

(3) 地域資源活用促進事業  
 ・「地域を支える人づくり事業」として、U、J、エタインの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に係る基盤整備事業

・「地域経済新生事業」として、地域の産業・経済基盤の強化と個性ある発展につながる基盤整備事業

・「地域経済活性化対策」として、地域における資源等を活用した人材の育成、技術力の向上等地域経済発展のための基盤整備事業

・「農山漁村地域資源活用促進事業」として、農林水産省所管の国庫補助事業と連携し農山漁村地域の総合的振興を図る地方単独事業

・「地域文化振興対策」として、地方指定文化財等や歴史的建造物・街並みの保存、修復及び周辺整備等

・「科学技術振興事業」として、地域の振興・地域経済の発展につながる研究開発及び産学官の共同研究・連携強化のための施設整備等の事業等

(4) 都市再生事業  
 ・「都市再生関連対策」として、都市再生のために行われる快適な都市環境施設の整備、都市基盤の向上に資する施設の整備等

(5) 地域情報通信基盤整備事業  
 ・「地域情報化推進事業」として、地域間格差の是正や活力ある地域社

会

会の形成に資するための、地域公共ネットワーク等の高速・超高速ネットワークインフラの整備、電子自治体業務の共同処理センター機能の整備等

さらに、「地域再生事業」(8、000億円)として、地域経済の活性化及び地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共

団体が事業を円滑に実施できるよう、新たに地方債措置(充当率100%)を講じることとしているので、その活用を図られたい。

8、「地域を支える人づくり事業」として、U、J、エタインの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に要する経費に対して引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

9、「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

10、「科学技術振興対策」として、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的な事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

11、「e-Japan戦略」(平成15年7月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)及び「e-Japan重点計画 2003」(平成15年8月高度情報通信ネットワーク社会推進戦

略本部策定)等の趣旨を踏まえ、各地方団体においても、電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化に積極的に取り組むことが必要である。

このため、各地方団体においては、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方団体の業務改革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まれない。

このような取組を支援するため、「地域情報化推進事業」として

・地方団体が行う庁内LAN及び必要な職員に対する1人1台パソコンの整備、

・総合行政ネットワーク、住民基

本台帳ネットワークシステム及び公

的個人認証サービス制度の運営、

・申請・届出、入札、歳入、地方

税申告手続等の電子化の推進、

・セキュリティポリシー策定や

セキュリティ監査、セキュリティ研

修等の情報セキュリティ対策等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、地域住民の情報リテラシーの向上等、誰もがITを利用できる社会を実現するための取組に要する経費についても、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

12、「教育情報化対策」として、平成17年度を目標に、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるよう、引き続き地方交付税

## 政 策

措置を講じるとともに、全ての公立小中等学校等がインターネットにアクセスするために必要な経費についても引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

13、「日本育英会において実施されている高校奨学金貸付事業については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に基づき、日本育英会が平成16年3月末日をもって廃止されることに伴い、平成17年度から都道府県に事業を移管し実施することとされており、平成16年度から予約採用事務が発生するため、その円滑な実施が可能となるよう、事務処理に要する経費について、平成16年度から地方交付税措置を講じることとしている。

14、「地域再生関連対策」として、アウトソーシング等の促進、地域資源(既存施設等)の再生・有効活用、コミュニティ・サービス事業の活性化及びITを活用した地域通貨の導入・普及に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

15、「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

16、「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

17、「地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしている。また、日本政策投資・銀行の特利融資制度について、一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

なお、ふるさと融資制度の特例措置(離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げ)については平成17年3月31日まで延長することとしている。

18、「中小企業金融対策」については、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、引き続き金融機関に対する預託に係る地方交付税措置を論じることとしている。

19、「中心市街地活性化特別対策事業」として、引き続き、地方団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業に対して、地方財政措置を講じるとともに、都市再生対策の観点から行う調査・研究等に要する経費に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果の実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしている。

20、「農山漁村地域活性化対策」として、農山漁村地域の生活環境整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費に対して所要の地方財政措置を講じることとしている。

このうち、地方単独事業と国庫補助事業との連携により農山漁村地域の総合的振興を図る「農山漁村地域資源活用促進事業」については、農山漁村と都市の交流促進や地域資源を活かした多様な地域産業の振興等に係る地方単独事業について、地方交付税措置を講じることとしている。

また、平成16年度から「ふるさと担い手育成対策」として、農林水産業への新規就業を支援するため、地方団体が地域の実情に応じて行う、新規就業希望者に対する本格就業のためのOJT研修等の実施に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

21、「森林・林業振興対策」として、山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するための経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

22、直轄事業による高速道路の整備に伴い必要となる地方負担(4分の1)については、地方債を90%充当するとともに、地方債充当残部分及び後年度生ずる地方債の元利償還金について地方交付税により措置することとしている。

23、「地方特定道路整備事業」については、平成15年度までとされていた

事業期間を平成19年度まで延長することとし、所要の事業量を確保している。

なお、「地方特定河川等環境整備事業」については、平成15年度限りで廃止することとし、継続事業に限り平成17年度までの経過措置を講じることとしている。

24、「生活交通確保対策」として、地方バスの運行に閉じ地方団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて路線バスの維持等の対策を講じるために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

25、「観光立国推進対策」として、「観光立国行動計画」(平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定)等を踏まえた宣伝・広告、受入体制の整備、外国人向け観光の企画調査等地方団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組に対して、新たに地方交付税措置を講じることとしている。また、こうした観光の振興に資する地方指定文化財等や歴史的建造物、街並みの保存などの地方単独事業については地域活性化事業債等による財政措置を講じることとしている。

26、地域の国際化を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)や自治体職員協力交流事業等の国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

27、「治安維持特別対策」として、

交番相談員の増員、地域住民と警察署との連絡システムの整備、自主防犯活動に対する支援、地域住民の防犯意識の高揚等治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしている。

28、「ゴールドプラン21」、「新エンゼルプラン」及び「新障害者プラン」等の着実な推進を図る観点から、地方財政計画において国庫補助負担事業に伴う所要額を計上するとともに、社会福祉系統経費(単独)を前年度に比し約0・6%、約280億円増の4兆3、400億円程度計上することとしている。

29、「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

また、公共交通や民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して、地方債又は地方交付税による措置を講じることとしている。なお、庁舎における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講じることとしている。

30、「介護保険制度支援対策」として、引き続き地方団体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャーの育成等に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

31、「子育て支援事業」として、育児相談事業等地方団体が地域の実情に応じて行う事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしているが、その中で、新たに次世代育成支援対策推進のための行動計画策定経費についても対象に加えることとしている。

また、配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止に伴い講じることされた少子化対策の拡充の一環として、平成16年度に限り、預かり保育の機能強化に向けた設備整備等について、地方交付税措置を拡充することとしている。

32、「地域環境保全・創造事業」として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

33、「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

34、「防災対策事業」として、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化等の防災対策について、地方債及び地方交付税による措置を講じることとしている。

また、平成15年5月の中央防災会議では東海地震対策大綱の決定が、

同年12月には東南海・南海地震特別措置法に基づく地域指定がなされるところに、15年6月には消防組織法の改正が行われ、大規模地震対策等のため、緊急消防援助隊が法定化されたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や緊急消防援助隊の施設設備の整備推進等に努められたい。

35、通常国会に提出予定の「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(仮称)」において、都道府県及び市町村は国民保護計画の策定や警報の伝達・避難指示・避難誘導等の国民の保護のための措置の実施に当たって重要な役割を果たすこととされているが、これらの業務を行うに当たり必要な体制整備等について、新たに地方交付税措置を講じることとしている。

36、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の一部を改正する法律案に基づく被災者生活再建支援法人に対する拠出のための経費については、その全額に地方債を充当し、当該地方債の元利償還金の80%を公債費方式により後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

37、救命効果の更なる向上を図るため、救急救命士を含む救急隊員の応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の構築に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

38、PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公

共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」平成12年3月29日付け自治事務次官通知)及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方交付税措置について平成12年3月29日付け自治省財政局長通知)を参考として、その積極的な活用に努められたい。

39、地方団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行ったうえで、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、適正な管理・運用に努められたい。

40、公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成16年度地方公営企業繰出金について」(自治財政局長通知)により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

41、地方公営企業及び地方公社等(第三セクターを含む)については、その経営の適否が地方団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、普通会計のほか公営企業会計及び地方公社等の財政状況を全体としての確に把握し、総合的な財政運営に努めるとともに、行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)を踏まえ、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等について積極

政 策

的に取り組まれない。

42、第三セクターに関しては、改定された、第三セクターに関する指針（平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知）の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進められたい。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討されたい。この場合、地方団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたい。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

43、土地開発公社の運営に当たっては、「公有地の拡大の推進に関する

法律の施行について（土地開発公社関係）の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されたい。特に、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行われたい。

- (1) 土地の取得については土地利用計画等を十分に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努めるとともに、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。特に、保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的にに行い、より一層の経営の健全化に努めること。
- (2) 地方団体が、土地開発公社の保有する公共用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

歳 入

1、地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

- (1) 平成16年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成16年度の税制改正による増収額を225億円と見込んでいること。

- (2) 平成16年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、1、506億円、0・5%増の32兆3、231億円（道府県税にあつては1・9%の増、市町村税にあつては0・6%の減）になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割3・2%の減、法人税割9・5%の増、利子割10・0%の増、法人事業税2・8%の増、地方消費税4・3%の増、市町村民税のうち所得割3・8%の減、法人税割8・2%の増、固定資産税（交・納付金を除く）0・0%の増となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

- (3) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の使途を明確にすべきものであること。

2、地方譲与税

- 1、地方譲与税の収入見込額は、1兆1、452億円（前年度比4、513億円、65・0%増）であり、その内訳は、地方道路譲与税3、041億円（同28億円、0・9%増）、石油ガス譲与税140億円（前年度同額）、航空機燃料譲与税164億円（同3億円、1・9%増）、自動車重量譲与税3、746億円（同223億円、6・3%増）、特別とん譲与税112億円（同10億円、9・8%増）及び所得譲与税4、249億円（皆増）となっている。

なお、所得譲与税については、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に対して、それぞれ総額の2分の1を譲与することとし、各都道府県及び市町村への譲与基準は人口によることとしている。

3、地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、総計で1兆1、048億円で、前年度に比し、986億円、9・8%の増となっている。

なお、第2種交付金（平成15年度の国庫補助負担金の見直しに伴う地方特例交付金）については、同交付金が対象としていた平成15年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額のうち国負担とされた額（8分の7相当額）を所得譲与税として税源移譲することとしたことに伴い、廃止することとしている。

- (1) 減税補てん特例交付金（恒久的減税に伴う地方特例交付金）  
減税補てん特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見

表1 平成16年度地方財政収支見通しの概要

平成15年12月24日現在

| 項 目      |                        | 平成16年度<br>(見 込) | 平成15年度    | 増減率<br>(見 込) | 備 考   |
|----------|------------------------|-----------------|-----------|--------------|---|
| 歳入歳出規模 A |                        | 約846,700億円      | 862,107億円 | 約 1.8%       |   |
| 地方一般歳出   |                        | 約681,000億円      | 697,201億円 | 約 2.3%       | 公債費(企業債を含む。)等を除く歳出<br>(平15 = 2.0%)  |
| 歳<br>出   | 給与関係経費                 | 約230,000億円      | 234,383億円 | 約 1.9%       | 平成16年度一般財源化に係る影響額(約<br>6,200億円)を除く。   |
|          | 一般行政経費                 |                 |           |              |   |
|          | うち単独分                  | 約111,500億円      | 111,849億円 | 約 0.3%       |   |
|          | 公債費                    | 約136,800億円      | 137,673億円 | 約 0.6%       |   |
|          | 投資的経費                  |                 |           |              |   |
|          | うち単独分                  | 約134,700億円      | 148,800億円 | 約 9.5%       |   |
|          | 公営企業繰出金                | 約 30,800億円      | 32,052億円  | 約 3.9%       |   |
|          | うち企業債償還費               | 約 21,800億円      | 22,433億円  | 約 2.6%       |   |
|          | 普通会計負担分                |                 |           |              |   |
|          | その他                    | 約 9,000億円       | 9,619億円   | 約 6.9%       |   |
| 歳<br>入   | 地方税 B                  | 323,231億円       | 321,725億円 | 0.5%         | 1. 交付税特別会計借入金<br>・平成16年度未見込み 約50.2兆円<br>(うち地方負担分 約32.8兆円)<br>(平成15年度未見込み 約48.5兆円)<br>(うち地方負担分 約31.8兆円)<br>2. 地方の借入金残高<br>・平成16年度未見込み 約204兆円 |
|          | 地方譲与税 C                | 11,452億円        | 6,939億円   | 65.0%        |   |
|          | うち所得譲与税                | 4,249億円         | - 億円      | 皆 増          |   |
|          | 地方特例交付金 D              | 8,739億円         | 10,062億円  | 13.1%        |   |
|          | 税源移譲予定<br>交付金(仮称) E    | 2,309億円         | - 億円      | 皆 増          |   |
|          | 地方交付税 F                | 168,861億円       | 180,693億円 | 6.5%         |   |
|          | 一般財源計<br>(B+C+D+E+F) G | 514,592億円       | 519,419億円 | 0.9%         |   |
|          | 一般財源比率<br>(G/A) H      | 約60.8%          | 60.2%     |              |   |
|          | 地方債 I                  | 141,448億円       | 150,718億円 | 6.2%         |   |
|          | 地方債依存度<br>(I/A)        | 約16.7%          | 17.50%    |              |   |

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

込額の総額の4分の3の額(1兆3、493億円)からたばこ税の一部の地方への移譲(1、179億円)及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額(3、575億円)を控除した8、739億円であること。

(2) 税源移譲予定特別交付金(平成16年度の義務教育費国庫負担金等の見直しに伴う地方特例交付金)

税源移譲予定特別交付金の総額は、各都道府県の義務教育教職員の手当及び児童手当に要する経費に現行の義務教育費国庫負担法等を適用した場合に国が負担すべき額の総額に相当する額2、309億円であること。

この税源移譲予定特別交付金は、都道府県のみで交付されるものであり、総額を人口を基準として交付することとしていること。

なお、財政力指数が1.0を超える都道府県については、義務教育費国庫負担法等に規定する国庫負担額の最高限度の算定内容を勘

案として、人口について補正を行うこととしていること。

4. 地方交付税

平成16年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税(所得譲与税に係る分を除く、以下同じ。)及び酒税の32%相当額、法人税の35.8%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額11兆1、560億円(平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成16年度分の精算額870億円並びに平成14年度に係る精算額874億円を減額した後の額)に国の一般会計における加算額4兆2、326億円(既往法定分等2、942億円、恒久的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分508億円及び臨時財政対策加算分3兆8、876億円)を加えた15兆3、886億円であり、前年度当初に比し1兆40億円、6.1%減となっている。

地方団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金1兆7、755億円、交付税特別会計における剰余金等4、401億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額799億円及び利子支払額6、382億円を減額した16兆8、861億円であり、前年度に比し1兆1、832億円、6.5%の減となっている。

各地方団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見

政 策

積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 地方交付税の算定の改革については、地方団体の自主的、自立的、効率的な財政運営を促す方向で、以下の措置を講じることとしていること。

ア 都道府県分の補正係数については、高等学校費(生徒数)、特殊教育諸学校費(児童及び生徒の数・学級数)の種別補正、徴税費の密度補正などを廃止することとしていること。  
イ 都道府県分の公共事業等に係る事業費補正については、臨時河川等整備事業債(一般分)について、平成16年度許可債から事業費補正の適用を廃止することとしていること。  
ウ 平成14年度より実施している市町村分の段階補正の見直しを引き続き継続することとしていること。  
エ 単位費用の算定に当たり、ごみ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを段階的に進めることとしていること。

(2) 基準財政需要額については、(1)の算定の改革を行うとともに、引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、平成16年度において一般財源化することとされている国庫補助負担金については、その事業に係る事業費を基準財政需要額に算入するとともに、児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費及び介護保険事務費交付金に係るものについては、地域の実情を反映するため、補

正を適用することとしていること。

基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方団体における経常経費、投資的経費、公債費のウエイト等により地方団体ごとにかなりの差異が生じるものと見込まれること。

一方、基準財政収支入額については、平成16年度から道府県民税株式等譲渡所得割、株式等譲渡所得割交付金及び配当割交付金について新たにその75%を算入するとし、狩猟者登録税と入猟税を統合新設される狩猟税は基準財政収支入額には算入せず、単位費用(林野行政費)を算定する際に特定財源として控除することとしていること。

なお、所得譲与税、税源移譲予定特例交付金、減税補てん特例交付金並びに恒久的な減税に伴う減税補てん債相当額及び先行減税に伴う減税補てん債相当額については、その75%を基準財政収支入額に算入することとしていること。

一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び自動車税について減少が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税所得割及び固定資産税(土地・償却資産)について減少が見込まれるが、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようとする。

また、軽油引取税の脱税対策の強化のため、滞納数量のうち一定の基準を満たすものを翌年度の基準税額算定数量から控除することとしていること。

法人関係税、住民税利子割(利子割交付金を含む)、住民税所得割(分離譲渡所得分)及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税及び住民税利子割(利子割交付金を含む)の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は、精算措置の対象額から除くこととしていること。

(3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前と比較した場合、平成15年度算定に比し、経常経費にあつては、道府県分3・0%程度の減、市町村分0・5%程度の減、投資的経費(事業費補正分を除く)にあつては、道府県分32・0%程度の減、市町村分25・5%程度の減と見込まれること。

(4) 経常経費については、介護保険制度の支援をはじめとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策に要する経費、国土保全対策に関する経費、農山路村地域活性化対策に要する経費、森林・林業振興対策に要する経費、地域環境保全・リサイクル推進対策に要する経費、地域情報化推進事業に要する経費、教育情報化対策に要する経費、地域文化振興対策に要する経費、わがまちづくり支援事業に要する経費、地域経済新生事業に要する経費、共生のまちづくり推進に要する経費、観光立国推進対策に要する経費、治安維持特別対策に要する経費等について基準財政需要額に算入することとしていること。

(5) 投資的経費については、前年度に引き続き一般公共事業等について、地方債(財源対策債を含む)の充当率を原則として90%まで引き上げること等に伴い、関係費目の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額を減額することとしていること。  
なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債(財源対策債)の元利償還金については、その50%を公債費方式又は事業費補正方式により、50%を関係費目における単位費用において標準事業費方式により後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(6) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、4兆1、905億円を需要額から減額することとしていること。  
なお、臨時財政対策債への振替方法については、前年度と同様に、臨時財政対策債への振替を考慮せずに算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしているので留意すること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし、「その他の諸費(人口)(経常経費)の補正係数(加算分及び他の費目の補正を一括適用している分)に係るものを除く」を基礎として算出することとしていること。

(7) 平成16年度の特別交付税の総額は、平成15年度に比し6・5%の減となっているので、予算計上に当

政 策

表2 平成16年度 各種交付金計上額

| 交 付 金 名                  | (単位：億円、%) |         |       |      |
|--------------------------|-----------|---------|-------|------|
|                          | 16年度      | 15年度    | 増減額   | 増減率  |
| 交通安全対策特別交付金              | 789.6     | 821.7   | 32.1  | 3.9  |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金        | 247.5     | 239.5   | 8.0   | 3.3  |
| 施設等所在市町村調整交付金            | 64.0      | 62.0    | 2.0   | 3.2  |
| 電源立地促進対策等交付金             | 1,370.3   | 1,549.1 | 178.8 | 11.5 |
| 特定防衛施設周辺整備調整交付金          | 135.0     | 130.0   | 5.0   | 3.8  |
| 特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金 | 36.1      | 36.1    | 0.0   | 0.0  |
| 石油貯蔵施設立地対策等交付金           | 65.0      | 65.7    | 0.7   | 1.1  |
| 地方道路整備臨時交付金              | 7,072.0   | 7,033.0 | 39.0  | 0.6  |

たつては、過大に計上することのな  
いよう慎重に見積もること。

特に、平成15年度において、災害  
対策関連経費等年度によって激変す  
る項目により、多額の交付を受けて  
いる地方団体については、これらの  
事由による減少についても確実に見  
込むこと。

5、国庫支出金

国庫支出金については、平成16  
年度において、「基本方針2003」等  
に基づき、国庫補助費年金の改革と  
して、1兆円規模の廃止・縮減等を行  
うこととされているほか、次のよう  
な制度改正が予定されているので、  
その予算計上に当たっては、国の予  
算措置の内容に十分留意されたい。

なお、国庫支出金の総額について  
は、現在のところ確定した金額を把  
握することは困難であるが、地方財

政計画1・1%程度の減になるも  
のと見込まれる。

(1) 市町村が実施する中心市街地の  
再開発等の「まちづくり事業」に対  
する従前の統合補助金を市町村の自  
主性・裁量性を尊重する観点から見  
直し、国の事前関与を縮小して事後  
評価に重点を移すとともに市町村が  
提案する事業を対象に加えることを  
可能とする、「まちづくり交付金」を  
創設することとされていること。

(2) 平成16年度における各種交付金  
の計上額は、表2のとおりであること。  
国有提供施設等所在市町村助成交  
付金及び施設等所在市町村調整交付  
金の予算計上に当たっては、過大に  
計上することのないよう慎重に見積  
もること。

なお、交通安全対策特別交付金に  
ついては、「基本方針2003」に基  
づき、平成16年度に国の報告徴収及  
び国への返還規定について廃止する  
ため、通常国会において道路交通法  
の一部改正が予定されていること。

6、地方債

平成16年度の地方債計画は、地方  
団体が当面する政策課題に重点的・  
効率的に対応しつるよう、所要の地  
方債資金の確保を図ることとして  
策定している。

その総額は、17兆4、843億円  
となり、前年度に比し1兆2億円、  
5・4%の減となっている。

このうち、普通会計分は14兆1、  
448億円、前年度に比し9、2  
70億円、6・2%の減となっている。  
また、公営企業会計等分は3兆

3、395億円、前年度に比し7.3  
2億円、2・1%の減となっている。

その主な内容は次のとおりである。  
(1) 通常収支に係る地方財源の不足  
に対処するため、「地方財政法」第5  
条の特例として臨時財政対策債を4  
兆1、905億円計上していること。

なお、資金については、原則とし  
て市町村について政府資金を配分す  
ることとし、1兆2、572億円を  
確保していること。

(2) 恒久的な減税による減収の一部  
及び平成15年度税制改正における先  
行減税による減収に対処するため、  
「地方財政法」第5条の特例として減  
税補てん債8、019億円を計上し  
ていること。

なお、資金については、市町村に  
ついて政府資金を配分することと  
し、2、406億円を確保している  
こと。

(3) 地方一般財源の不足に対処する  
ため、一般公共事業債、義務教育施  
設整備事業債、一般廃棄物処理事業  
債、地域活性化事業債、臨時地方道  
整備事業債及び臨時河川等整備事業  
債の一部に係る充当率の臨時的引上  
げ等により、財源対策債として1兆  
8、000億円を計上していること。

なお、これは個別の地方団体の  
財政措置に不均衡が生じないよう調  
整を図るための調整分を含めて計上  
しているものであること。

(4) 地方単独事業については、地域  
の自立や活性化につながる基盤整備  
や生活関連社会資本整備を重点的・  
効率的に推進できるよう、その所要

額を確保していること。

ア 地域の活性化に向けて、循環型  
社会の形成、少子・高齢化対策、地  
域資源の活用促進、都市再生、科学  
技術の振興、情報通信基盤整備を推  
進することとし、「地域活性化事業」  
として所要額を確保していること。

イ 自主的な市町村合併をより一層  
強力に推進するため、合併重点支援  
地域において合併関係市町村が実施  
する合併に資する公共・公用施設の  
整備事業（市町村合併支援道路整備  
事業、市町村合併支援地域公共ネッ  
トワーク整備事業及び公用施設整備  
事業に係る補助事業を含む。）及び都  
道府県が合併を側面から支援するた  
めに実施する交通基盤施設の整備事  
業（補助事業を含む。）並びに合併  
市町村が市町村建設計画に基づいて  
実施する、合併に伴い特に必要と認  
められる建設事業（補助事業、地方  
公営企業に係る事業（上水道事業、  
下水道事業及び病院事業に限る。）を  
含む。）及び合併市町村振興のための  
基金造成について支援することと  
し、「合併特例事業」として所要額を  
確保していること。

ウ 災害に強い安全なまちづくりを  
推進するため、防災システムのIT  
化などの防災基盤の整備及び公共施  
設等の耐震化を重点的に実施するこ  
ととし、「防災対策事業」として所要  
額を確保していること。

エ 地域経済の活性化及び地域雇用  
の創造を実現し地域の再生を図るた  
め、地方単独事業を積極的に展開し  
ようとする地方団体について、事業

政 策

量の確保を図ることができるよう、一般単独事業債に新たに「地域再生事業」(充当率100%)を計上していること。

なお、地域再生事業債については、地方単独事業の通常債の充当残部分にも充当できることとしていること。

才 地方団体が、特別養護老人ホーム等を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で用地の取得等を行う場合に、引き続き、地方債措置を講じることとしていること。

なお、地方団体又は社会福祉法人が行う特別養護老人ホーム等の整備に係る国庫補助負担事業の都道府県負担分についても、引き続き、地方債措置を講じることとしているので、適切な活用を図られたい。

力 臨時地方道整備事業債(一般分)、臨時河川等整備事業債(一般分)及び臨時高等学校整備事業債の充当率を前年度に引き続き95%とすることとし、その所要額を確保していること。

キ 地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)については、引き続き所要額を確保し、官民一体となったふるさとづくりを積極的に支援することとしていること。

(5) 過疎地域の自立促進のための施策を推進し、また、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、過疎地域等の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしてい

ること。

(6) 地方債資金については国の長期計画に基づく公共事業や法律により義務付けられた事務の実施に不可欠な施設の整備等を円滑に推進するため、必要な公的資金(財政融資資金、郵政公社資金及び公営企業金融公庫資金)を確保するとともに、地方分権の推進や財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、各地方団体の資金調達能力に配慮しつつ、都道府県及び政令指定都市については、民間等資金による調達を一層推進することとしていること。

以上により公的資金の重点化・縮減を図った結果、平成16年度地方債計画における地方債資金については、政府資金5兆6、000億円(前年度比2兆900億円、27.2%減、地方債計画中の構成比32.0%)、公営企業金融公庫資金1兆6、140億円(前年度比1、660億円、9.3%減、地方債計画中の構成比9.2%)及び民間等資金10兆2、703億円(前年度比1兆2、558億円、13.9%増、地方債計画中の構成比58.7%)となっていること。

なお、政府資金は、財政投融资計画の「財政融資」欄に「地方公共団体」に対する貸付けとして計上される資金を指すものであり、財政融資資金のほか、日本郵政公社の資金(郵便貯金資金及び簡易生命保険資金)を計上していること。具体的には、財政融資資金3兆7、000億円(前年度比1兆3、700億円、27.0%減、地方債計画中の構成比

21.2%)、郵政公社資金のうち郵便貯金資金7、000億円(前年度比3、000億円、30.0%減、地方債計画中の構成比4.0%)、簡易生命保険資金1兆2、000億円(前年度比4、200億円、25.9%減、地方債計画中の構成比6.9%)としていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆1、600億円(前年度比7、600億円、31.7%増、地方債計画中の構成比18.1%)、銀行等引受資金7兆1、103億円(前年度比4、958億円、7.5%増、地方債計画中の構成比40.7%)となっていること。

(7) 民間資金の調達に当たっては、国債、政府保証債、市場公募債等の発行条件、長期金利の動向等を継続的に把握し、必要に応じて金融に関する専門家の意見も聴くなどして、関係金融機関等と交渉のうえ、適切な借入条件の設定に努められたいこと。

また、各団体の状況に応じ、市場公募化の推進、証券発行方式の一層の活用、満期一括償還化、発行単位の大形化、発行時期の平準化及び償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。

その際、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進してきている「住民参加型三二市場公募債」の活用も有効な手法と考えられること。なお、平成16年度においては、新たに4県が市

場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型三二市場公募債については、発行団体70団体、3、000億円程度の発行が予定されていること。

さらに、発行単位の大形化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、現在、市場公募地方債を発行する27団体においては、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行を行っているところである(平成16年度発行規模1兆2、000億円程度)が、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。

そうした中で、地方債に関する制度のほか、地方債はBIS(国際決済銀行)のリスク・ウエイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方団体における財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動(投資家・金融機関等への説明)を行われたいこと。

(8) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

(9) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な

政 策

表3 平成16年度の共済組合負担の組合別料率

| 区 分     | 警察官     | 警 察<br>事 務 職 | 都道府県<br>一 般 職 | 市町村<br>一 般 職 | 公 立 学 校      |                |
|---------|---------|--------------|---------------|--------------|--------------|----------------|
|         |         |              |               |              | 義 務<br>教 育 職 | そ の 他<br>教 育 職 |
| 長 期     | 対給料     | 87.6%        | 87.6%         | 87.6%        | 87.6%        | 87.6%          |
|         | 対期末     | 70.1%        | 70.1%         | 70.1%        | 70.1%        | 70.1%          |
|         | 公経済     | 16.8%        | 16.8%         | 16.8%        | 16.8%        | 16.8%          |
| 追 加 費 用 |         | 106.3%       | 94.6%         | 98.9%        | 51.8%        | 143.4% 78.8%   |
| 短 期     | 対給料     | 49.12%       | 49.12%        | 43.31%       | 50.25%       | 43.13%         |
|         | 短期+福祉   | 43.65%       | 43.65%        | 38.46%       | 44.83%       | 38.65%         |
|         | 育休介護手当金 | 0.07%        | 0.07%         | 0.32%        | 0.32%        | 0.44%          |
|         | 介護納付金   | 5.40%        | 5.40%         | 4.53%        | 4.70%        | 4.04%          |
|         | 特別財政調整  |              |               |              | 0.40%        |                |
| 期       | 対期末     | 39.29%       | 39.29%        | 34.64%       | 40.19%       | 34.51%         |
|         | 短期+福祉   | 34.92%       | 34.92%        | 30.77%       | 35.86%       | 30.92%         |
|         | 育休介護手当金 | 0.05%        | 0.05%         | 0.25%        | 0.25%        | 0.35%          |
|         | 介護納付金   | 4.32%        | 4.32%         | 3.62%        | 3.76%        | 3.24%          |
|         | 特別財政調整  |              |               |              | 0.32%        |                |
| 事 務 費   |         | 240円         | 240円          | 240円         | 8,120円       | 240円           |

(注) 1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特例措置と同様の措置(改正予定)が平成16年4月1日以降も講じられるものとして算出した額である。  
 2 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。  
 3 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与(掛金の標準となる給料の額×1.25(特別職の職員等である組合員は1))と掛金の標準となる期末手当等との合計額)に対する率である。

平準化に十分留意されたいこと。  
 なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処することを原則とすべきであり、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎重にしたいこと。  
 (10) 地方債協議制度に円滑に移行するため、起債制限比率及び経常収支比率を勘案し、財政の健全率が確保されている一定の地方団体に對しては、引き続き許可制度の弾力的運用を行うこととしていること。  
 7、使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。  
 なお、平成16年度においては、地方財政計画及び地方交付税の単位費用の算定基礎において、公立の高等学校授業料及び幼稚園保育料を引き上げることとしている。  
**歳 出**  
 1、給与関係経費  
 給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準

の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。  
 (1) 各地方団体においては、数値目標を掲げた定員適正化計画の着実な実行、積極的な見直しを行い、事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を継続的に進め、新たな行政需要に對しても、スクラップ・アンド・ビルドを基本として、定員管理の適正化を一層推進し、定員の縮減に努めること。  
 なお、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員等国が法令により標準定数を定めているものについては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。  
 また、住民の理解と協力の下に定員管理及び給与の適正化を推進するため、定員管理及び給与の状況について公表すること。その際、住民の理解が得られやすいよう工夫を講じつつ、積極的に広報を行うこと。  
 なお、定員・給与の状況の公表を未だに行っていない市町村については、早急に行うよう促されたいこと。  
 (2) 義務教育諸学校の教職員については、地方財政計画上、第7次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画による増員5、380人(平成13年度から平成17年度までの間の教職員定数の改善予定総数は26、900人)を見込む一方で、児童生徒数の減少等に伴い、5、301人の減員を見込むことにより、全体として79人の増員を見込んでいること。なお、この減員の中には、研修等定数

の見直しに伴う980人の減員を含んでいること。  
 また、公立高等学校(特殊教育諸学校高等部を含む。以下同じ)についても、地方財政計画上、第6次公立高等学校教職員配置改善計画による増員1、401人(平成13年度から平成17年度までの間の教職員定数の改善予定総数は7、008人)を見込む一方で、生徒数の減少等による減員4、058人を見込むことにより、全体として2、657人の減員を見込んでいること。  
 公立大学、公立幼稚園の教員については、10人の減員を見込むとともに地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて61人の定員削減を行うことにより、全体として71人の減員を見込んでいること。  
 (3) 警察事務職員を除く一般職員(教員、警察官、消防職員を除く職員)については、地方財政計画上、国家公務員の定員削減計画に準じて10、101人の定員削減及び民間委託の一層の推進等による減員1、692人を見込む一方で、介護予防及び老人保健関係職員(保健師)の増員及び施設増に伴う増員として580人を見込むこととしていること。  
 (4) 警察官については、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に、地方財政計画上3、150人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、268人の定員削減を行うこととしていること。  
 (5) (2)から(4)により、教員、警察官

政 策

及び消防職員を加えた地方財政計画上の全職員数は、10、980人の減員となること。

(6) 地方公務員共済組合等負担金については、表2のとおり改定される予定であること。

(7) 平成16年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと。

2、一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

(1) 国の委託費、補助金等においては、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。

(2) 平成16年度地方財政計画においては、一般行政経費(単独)のうち、人間力の向上・発揮(教育・文化・科学技術、IT)、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策、循環型社会の構築、地球環境問題への対応といった新重点4分野や社会福祉系統経費、市町村合併、治安維持対策に係る施策に財源の重点配分を図ることとし、その他の分野に係る既定の行政経費については自助努力による節減分を見込みつつ極力縮減し、前年度に比し約0・3%減の11兆1、500億円

程度(国庫補助負担金の一般財源化に係る影響額を除く。)を計上することとしていること。

なお、平成16年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、補助事業から単独事業に移行した事業については、上記とは別に、所要の事業費全額(6、200億円程度)を計上することとしていること。

(3) 平成15年度の税制改正による配偶者特別控除(上乘せ分)の廃止に伴う増収額の一部を児童手当の支給対象年齢の見直しを柱とする少子化対策に用いることとされていたことを踏まえ、平成16年4月1日より児童手当の支給対象年齢を小学校第3学年修了まで(従来は就学前まで)に引き上げるとともに(平年度ペー

スの追加所要額2、000億円(国1、229億円、地方771億円)、地域における子育て支援事業や児童虐待防止対策の充実等その他の少子化対策(500億円(国247億円、地方253億円))を実施することとされていること。これらに伴う地方負担所要額については地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、平成16年度に限り、児童手当の支給対象年齢の見直しに伴う所要額の未平年度化分を活用して、待機児童解消緊急施設整備や預かり保育の機能強化に向けた設備整備等の少子化対策(300億円(国150億円、地方150億円))を実施することとされたことから、これに伴う地方負担所要額についても地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。なお、私立幼稚園に対する助成については、(4)の一環として、預かり保育に係る交付税措置を拡充することとしていること。

(5) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成16年度においては、5、700億円程度(前年度同額)を地方財政計画に計上することとしているので、各地方団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(6) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

3、投資的経費

地方団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方団体においては、地域の実情に即した適切な事業率を択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。

(1) 国の公共投資関係費は前年度比3・3%減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し、約2・85減の1兆1、500億円程度、補助事業費については、前年度に比し約7・1%減の6兆7、100億円程度となる見込みであること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比9・5%減の13兆4、700億円度を計上することとしているが、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」や「地域再生事業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業量を確保されたいこと。

(3) また、地方単独事業を含む公共事業等の執行に当たっては、その計画的かつ円滑な執行を確保するため、債務負担行為を積極的に活用することなどにより、工事発注時期の平準化を図ること。

4、公債費

公債費については、地方財政計画上前年度に比し0・6%程度の減を見込むこととしているが、なお高い水準にあるとともに公債費の状況は各地方団体において異なるものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立つた適切な財政運営の確保に努められたい。

5、維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し0・8%程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

6、公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」(昭和27年法律第29号)等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図ることも、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

7、その他

次の諸点に、特に留意されたい。

(1) 国及び公社等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)(第24条第2項の規定に基づき適正に対処すること。

また、「日本国有鉄道改革法」(昭和61年法律第87号)により設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出については、「国鉄民営化後の各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する地方公共団体の寄附金等の支出について」(昭和62年3月3日付け自治省財政局長通知)及び「日本国有鉄道改革法により設立された旅客会社等に対する地方公共団体寄附金等の支出について」(平成13年8月10日付け自治財政局長通知)に留意し、適切に対処すること。

(2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、

収益率が低下しているところであるので、各施行団体にあつては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組むとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費について、地方債を充当できることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まれたいこと。

また、公営競技収益金については、地域的並びに全国的な均てん化が必要であり、引き続きその推進に努められたいこと。

(3) 公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について」(平成12年9月1日付け自治事務次官通知)及び「公共工事コスト構造改革に対する取組について」(平成15年10月24日付け総務事務次官通知)に基づき、引き続きコスト縮減に積極的に取り組まれたいこと。

(4) 公共工事の入札及び契約手続については、地方団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足りる事実の公正取引委員会への通

知等)について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)に従い、必要な措置を講じよう努められたいこと。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「e-Goods重点計画 2003」(平成15年8月8日ET戦略本部決定)、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成15年10月31日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)及び「総合規制改革会議の『規制改革の推進に関する第3次答申』に関する対処方針について」(平成15年12月26日閣議決定)において、その必要性が指摘されているところであり、これらの趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。

(5) 国又は特殊法人等が設置し主主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。)については、新設及び増築を禁止することとされ、地方団体に対して、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり(平成12年5月26日閣議決定)、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)に基づき、適切に対処されたいこと。

れたいこと。

(6) 当座預金及び普通預金等の流動性預金については、平成17年3月までは全額保護することとされているが、同年4月からは、流動性預金について、全額保護される決済用預金とそうでないものに分かれることとされているので、十分留意されたいこと。具体的には、指定金融機関において歳計現金を決済用預金として管理する場合には全額保護されることとなり、また、収納代理金融機関から指定金融機関までの収納金の移転途上にある公金については、仕掛かり中の決済資金として決済用預金とみなして全額保護されることとなつていくこと。

地方団体の公金預金の管理・運用に関しては、以上の点に留意し、取引金融機関の経営状況など必要な情報の呼集に努めるとともに、あらかじめ資金の管理運用等に係る方針を明確にしておくなど、適切に対処されたいこと。

(7) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用にも努められたいこと。

### 公営企業金融公庫(略)

## フォーラム

## 現地レポート

## 「海」を基点としたまちづくり



大洗町の市街地と海岸線

茨城県

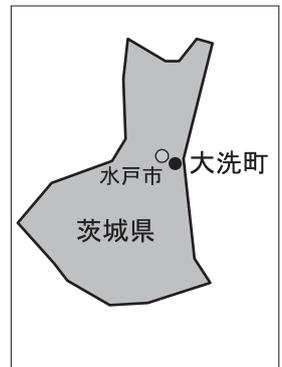
おお あるいは まち  
大洗町

## ■はじめに

大洗町は、茨城県の海岸線180kmのほぼ中央に位置し、県都水戸市の中心部から12km、三方を鹿島灘、那珂川、酒沼川そして酒沼の水辺に接した23・19kmの風光明媚な地域で、古くから漁業と観光の町として栄えてまいりました。近年、市町村の合併により川を挟んで水戸市、ひたちなか市と接し、地方中核都市と隣接する人口約2万人の町として立地し、更には、重要港湾大洗港の建設に伴うインフラの整備や大洗マリントワー、アクアワールド茨城県大洗水族館などの観光施設の整備、そして高速道路網の整備により年間入込み客300万人の観光地として立地しております。

## ■港湾と観光と漁業の町

古くは、北前船や会津を中心とした内陸部の物資の集積地である湊町（現ひたちなか市）と隣接することから水戸藩の花町としても栄え、明治・大正の時代になってからは、日本三大民謡の一つ「磯節」の流布や水戸と結ぶ水浜電車の開通により潮湯治（海水浴客をはじめ多くの観



フォーラム

光客を迎える観光地となりました。また、白砂青松の大洗の地に井上靖や山村慕鳥はじめ多くの文化人も作品を残しております。

近年は、街の前面に大洗港が建設され漁港区には漁船約200隻が係留され、しらす漁やハマグリ漁を中心に年間15億円ほどの水揚げがあります。県内一の沿岸漁業基地となっております。商港区には、昭和60年より北海道間に大型カーフェリーが就航し、現在は苫小牧との間に1日2便の就航で、年間22万人のお客様と1300万トンの貨物を取り扱い首都圏と北海道を結ぶ物流拠点となっております。

更に港湾に隣接して大洗マリナー



— バリアフリー施設と海水浴を楽しむカップル —



があり100隻ほどのヨットやグルーザーボートが係留され、その南に延長約1300m奥行き約400mの広大な大洗サンビーチがあり、海水浴、サーフィンなど年間を通じて沢山の方々が海や海辺を楽しんでおります。

■日本初のバリアフリービーチの誕生

平成5年広大なサンビーチ海水浴場の監視救助活動に若者を中心とした頼もしい助人が現れ、翌年、大洗サーフライフセービングクラブを結成し、本格的に監視救助活動を開始、以来今日まで開設期の死亡事故はゼロ、安全安心な海水浴場として高い評価を頂いております。

そのライフセーバーのモットーが「誰もが安全に海を楽しむ」であり、車椅子の方々が海を眺めながらやむなく引き返す姿をしばしば見かけたライフセーバーの代表がショックを受け、バリアフリービーチを作りたいと町に相談が持ち込まれ、その提案を受け、車椅子の方が健常者と一緒に海水浴やマリンスポーツを楽しめる環境づくりについて議論を重ね、また、実際に車椅子を使っている人たちとの打合せを重ねました。

試行錯誤の結果、平成9年7月、小さなプレハブ2棟(更衣室とトイレ・シャワー室)と手づくりの木製スロープを設置し、アウトドア用車椅子を6台配備(現在17台)し、大洗サンビーチをバリアフリービーチ

として開設することができました。町の予算はたったの150万円、地元の大工さんの献身的な協力により障害者に使い易い施設として、また趣旨に賛同下さった企業の協賛をいただきスタートを切りました。また、運営などソフトな面においては、ライフセーバーのパラナースと呼ばれる女性たちが研修を積んで対応しております。

■バリアフリービーチの成果と課題

これらの取り組みと日本初のバリアフリービーチということで、新聞をはじめとするマスメディアの取材も多く予想以上の反響をいただき、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の利用により、年々利用者も増え海水浴期間だけで300人を超える利用状況となっております。それらの利用者の声や表情には感動的なものも多く、数十年ぶりに海に入った方、いつもおいてきぼりだったのにはじめて兄弟で砂遊びをした子、海の話をして通じなかつた子が足を波に触れたときの表情など、対応しているライフセーバーにとっても感動と成長の日々であります。

町にとっての一番の成果は、バリアフリーという言葉さえ知らなかつた町民の意識に変化を与え、福祉社会全体を考えるキッカケを掴んだことだと思われます。

試行錯誤を繰り返して、整備してきたバリアフリービーチですが、ビーチが広大であることや車椅子が個々



— 子どもサーフィン教室 —



の利用者の状況に対応できていないことなど課題も多く、できることから利用者の意見を聞き改善して行きたいと考えております。

まもなく65歳以上の高齢者が20%を越える超高齢社会を迎えている今日、大洗の取り組みは特異なものではなく、福祉といった切り口だけでなく、「ちょっとした工夫でお金をあまり掛けずにできることからやる。」こんな取り組みの姿勢が成功の大きな要因だったと思われます。

先日、これらの活動が評価され栄えある「水辺のユニバーサルデザイン大賞2003」の大賞を受賞させていただきました。今後、更に充実した受け入れ態勢を整えて行きたいと考えております。また、これら

フォーラム

の取り組みが町の中にも少しづつ浸透し、人にやさしいまちづくり研究会も立ち上がり、商店街の中に空き店舗を利用したお年寄りなどの憩いの場としてのホットサロンもオープンをしました。地域福祉と商店街の振興発展を目指した2年目の活動を徐々にはありますが展開しております。

■海の町の更なる発展を目指す「大洗海の大学」の創設

更なる大洗町の発展を目指し、大洗特有の海の文化を鮮明にしたまちづくりの展開が重要と考え、その一つの施策として各種産業の連携や町民との協働による大洗のステイタスを高める総合的地域振興策として各種体験のできる海の学校「大洗海の大学」づくりを進めております。

奇しくも今日的課題として、子ども達の体験活動の不足や既存観光の行き詰まりが叫ばれ、国においても奉仕活動・体験活動の推進や、地域の方々との交流やまちを楽しむ体験交流観光に力を入れた「都市と農山漁村の共生と対流」を掲げ、国土交通省でも海辺の自然学校の推進を図っているところです。

海の大学の運営は、これまでの体験活動を推進してきたメンバーが中心になったNPOで運営することとしております。昨年9月30日「NPO法人大洗海の大学」が認証され、16年4月の開校に向け、現在試行事業や受け入れ態勢の整備に力を入れているところです。

■大洗海の大学の目的と役割

大洗海の大学の理念と目的は、新たな海辺の文化の創造であり、海の町大洗のあらゆる情報の発信であり、体験活動を通して海を核としたネットワークの構築と交流の促進による地域の活性化であります。役割としては、多角的な海の町の情報発信はもとより、人と自然、人と人の共生のためのプロデュース、海の町大洗の魅力創出のためのプロデュースであり、体験型プログラムの掘り起こしとそのプログラムの実施と指導者の育成が主な役割です。運営方針としては、大洗の恵まれた環境を生かし、教育的側面だけでなく観光や福祉の側面も積極的に取り込むこと。対象

者は青少年からシニア層までの広範な世代を対象としております。また、宿泊施設やエージェンツとの連携による体験型商品の開発、ボランティアの養成や専門的指導員の資格取得講座も開設を予定しております。更に、各教育委員会や学校、企業研修等組織体をも顧客と考え、将来的には修学旅行等の受け入れも視野に入れております。

■多様なプログラムによる大学の運営

大洗海の大学は、企画管理部、情報発信部のほか浜学部、風学部、波学部・・・といった9学部で構成され、まち探検学科やヨット学科、干物の学科、波乗り学科などユニークな学部学科を開設し、その学部学科に地域のあらゆる方々に教授として登録いただくこととしております。漁師学科や船頭料



子どもたちのカヌーによる川下り

理学科には漁業者、田んぼ学科には農家の方々にも参加を頂くこととしております。(学部学科は指導できる領域で増設) 大洗の海や川や沼、田んぼや畑そして町そのものを体験して様々な交流を楽しむ、子どもからお年寄りまで受講生も指導者も皆が出会いを楽しみ、大洗の自然を楽しみ何度でも大洗にお越しいただく、そして住んでいただくそんな仕組みが大洗海の大学です。

■おわりに

全国各地で数々のまちづくりが開かれておりますが、やはり基本は地域の資源に立ち返ることであると思います。大洗町は海からのまちづくりであり、バリアフリーピーチや大洗海の大学がその重要な施策であります。

しかし、大学の運営一つをとってもスタッフの確保、資金の調達、新たなプログラムの開発など多くの課題を抱えております。これらの課題をNPOや町民との協働により一つ一つクリアしながら進めて行かなければなりません。

現在、全国都市再生モデル調査「大洗海の大学を中心としたまちづくり調査」を国の採択を受け展開中です。これらの機会を捉え、課題の解決を図りながら、地域の方々の元気づくり、地域の元気づくりにつなげて行きたいと考えております。是非、全国の多くの皆様に大洗での海体験、味覚体験、まち体験をご堪能いただきたいと思います。皆様のお越しを心よりお待ち申し上げます。

(大洗町町長公室

まちづくり推進専門担当主査

石井 孝夫)

随 想

砂丘と凧と雷と



石川県町村会長  
うち 内 灘 町 長  
岩 本 秀 雄

□内灘は砂丘の町

内灘町は砂丘の町である。戦後の基地反対闘争のさきがけとなった「米軍試射場反対闘争」が、今



風力発電所と避雷塔

から50年前にこの地で繰り広げられ「ウチナダ」の名が全国津々浦々にまで知られたのは、米軍がこの砂丘地を砲弾試射場として接收したことから起こったものであった。

時代は流れて、その当時155ミリ榴弾砲が何門も据えられていた辺りには、今では県立高校が建ち、広大な試射場のほとんどは、今や大規模な農地に変わったり、閑静な住宅地となっている。しかし、砂丘の姿は大きく変わったとはいえ、広々とした砂浜は今も当時のままである。

かつて、内灘砂丘は「不毛の地」と呼ばれていた。海拔50mを越えるまでにうずたかく砂を盛り上げるほど激しい風が吹き、その砂丘からの飛砂が太古以来何世紀にもわたって内灘の村邑を襲い、家々を埋没させ、また村ごと移転

させ、鎮守の森すらも埋没される有様であった。内灘の歴史は文字通り飛砂との闘いの歴史であった。

□防砂林の造成

荒涼とした内灘砂丘が緑に覆われ、そこに農地が開かれてゆくのは昭和30年代に入ってからである。それは試射場接收の見かえり事業として実施された防砂林によるものであった。アカシアの苗木を大規模に植林してゆくこの事業は昭和30年代を通して営々と行われたものだが、ちょうどその頃に内灘砂丘を訪れた三島由紀夫は、内灘砂丘が舞台となる美しい星」という小説の中でこの植林の様子をまるで歴史証言のように描写している。ともあれ、古墳時代の初頭から活動が活発化して以降、何世紀にもわたって内灘の人々を苦しめた広漠たる砂丘は、この時初めて人間の力によって緑に覆われたのであった。

□内灘は風と凧の町

内灘は「砂の町」であると同時に「風の町」でもある。この町に高い砂丘を築き上げたのは北陸地方特有の冬の季節風であった。今では砂丘は緑に覆われ飛砂は制圧されたが、海辺の広大な砂浜と風

は、今も内灘の大切な風物である。この二つを活かして内灘町では、「世界の凧の祭典」(表紙写真)を毎年ゴールデンウィークに行っている。日本の各地に凧の文化がある。また、同様に世界の各国にも凧の文化がある。つまるところ風のあるところには凧の文化があるようである。

平成元年から始めたこの凧の祭典は、今や我国を代表する盛大な凧揚げに成長してきた。内灘砂丘は、これまでに訪れた欧米やオセアニア、アジアなど世界の凧愛好家たちにも絶賛される最高のロケーションであるという。凧による町おこしもそうだが、風という負の財産を価値あるものに転換することの事業の一環として昨秋から砂丘の高台に発電能力1500kw、高さ100mの巨大風力発電施設を町営で作った。今、これは冬の季節風を受けてフル回転し、力強く発電をしている。

□世界的な冬季節雷の町

内灘はまた「雷の町」でもある。この雷は冬季節雷(とうきせらい)といって、真冬の雷である。雷というと一般的には積乱雲から生じる真夏のもんだが、当地の雷は真冬にシベリアからの猛烈な寒気が日本列島に向かつて流れ込み、ちょうどその下

随 想

の日本海を黒潮から分流した暖かい対馬海流が流れていることから激しい上昇気流が発生して起こるものである。この冬季雷は世界的にも極めて珍しいもので、ノルウェーの北海沿岸地方とアメリカ東海岸の一部と、ここ北陸地方だけに見られる現象だといわれている。中でも内灘は海の中洲のような地理条件から北陸地方でも屈指の雷多発地帯なのである。そうしたこともあつて風力発電の巨大風車を造る時には、この雷対策にも特に腐心したものである。ここには風車に並べて高さ105mの避雷塔を建て、誘雷装置を取付けたが、また同時にそこで捉えた雷の規模や性状などを把握するために雷撮影専用カメラや雷電流計測装置を設置し、地元の大学や高専と共同して世界でも珍しいという冬季雷の研究に一役かうこととしたのである。

❖負の財産を価値あるものに  
寒風吹きすさぶ荒涼たる砂丘の地、そこを冬季雷が襲う。これまで、これらすべてが負の財産であった。しかし、今では広漠たる砂丘地は緑溢れる住宅街に変貌し、飛砂の元凶であった風は、風力発電に用いられ、砂浜は世界中の人々が集う『世界の風の祭典』

の格好の舞台となつている。負の財産を価値あるものに変えてゆくのはその町を預かつた者の使命ではないかと思つているが、今、私は最後に残された冬季雷を価値あるものに変えたいと考えている。雷の利用は容易なことではないと思うが、世界でも珍しい雷多発の土地柄という「地の利」を生かして手始めに子供達の雷学習に取組みたいと思つている。雷ではないが雪の研究者として世界的に有名な中谷宇吉郎は同じ石川県の人であつた。この町にも彼のようになつて自然の驚異に感動して研究者になる人が出ればと私の夢は広がる。まずは雷研究から初め「風と雷の町」として何時の日にか世界にも発信してゆきたいと思つている。

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか60円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

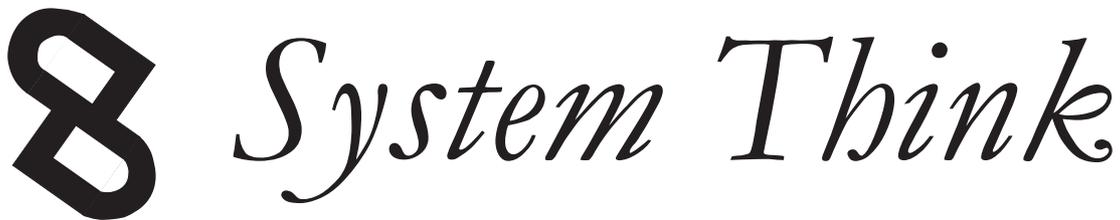
普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

お 役 に 立 ち た い !!

システムシンクは自治体様の立場に立って一緒に考え、ものづくりを行います。自治体様の情報処理システムに関するコンサルティングから、システムの設計・製造、ネットワークの設計・構築、並びにそれらに関する運用・保守までトータル的なサービスをご提供致します。是非、ご相談ください。

| 事業サービス       |          |          | パッケージ商品  |              |              |                 |                  |
|--------------|----------|----------|----------|--------------|--------------|-----------------|------------------|
| コンサル<br>ティング | ソフトウェア開発 |          | 運用<br>保守 | 健康管理<br>システム | デジタル<br>アルバム | セキュリティ<br>管理ツール | 携 帯 電 話<br>管理ツール |
|              | 業務システム   | ダウンサイジング |          |              |              |                 |                  |



株 式 会 社 シ ス テ ム シ ン ク

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-30-4 BR五反田11F TEL:03-5434-7484 FAX:03-5434-0421

http://www.system-think.co.jp

E-mail:kst@system-think.co.jp

## 政策リーダー

## 政策リーダー

平成十五年人口動態統計の年間推計発表 厚生労働省  
厚生労働省はこのほど、平成十五年人口動態統計の年間推計を発表した。

推計(概数)では、出生数は一二万二千人(前年比三万三千人減)、人口千人当たりの出生率は八・九(同〇・三減)に対し、死亡数は一〇二万五千人(同四万三千人増)、同死亡率は八・一(同〇・三増)となっており、出生数から死亡数を差し引いた自然増加数は九万六千人(同七万五千人減)と推計される。

なお、三大死因の死亡数は、第一位が悪性新生物で三〇万九千人(同四千人増)、以下、心疾患一六万三千人(同二万人増)、脳血管疾患一三万五千人(同四千人増)となっていて、悪性新生物は毎年上昇傾向にあり、全死亡者の概ね三人に一人は悪性新生物で死亡するものと推計される。

婚姻件数は七三万七千組(同二万組減)、同婚姻率は五・八(同〇・二減)に対し、離婚件数は二八万六千組(同四千組減)、同離婚率は二・二七(同〇・〇三減)と推計される。

また、これらの平均発生間隔をみると、二八秒毎に一人出生し、三一秒毎に一人死亡、又、四三秒毎に一組婚姻し、一分五〇秒毎に一組離婚することとなる。

## 居住安定支援制度の創設に ついて

内閣府は、地震など自然災害で被害を受けた被災者に対し、居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するため、現行の被災者生活再建支援制度に加え、新たに同制度を拡充する形で居住安定支援制度を創設することとした。

現行制度では、全壊世帯を対象に家財道具などの生活必需品の調達等に要する経費として最高百万円の生活再建支援金の支援を行っているが、新制度では、これに加え、建物本体以外の居住関係経費(建て替え、補修に係る解体撤去・整地費及びローン利子等借入金関係経費、家賃等)に最高二百万円の支援を行うこととした。

支援金支給上限額は、自宅が全壊(又は全部解体)した世帯が、自宅を再建又は新築等をする場合には二百万円、自宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模(大規模半壊)である世帯が、自宅の補修をする場合には百万円、居住する住宅が全壊又は大規模半壊した世帯が、賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する場合には五十万とされ、いずれも、原則として自然災害発生後三年以内(家賃等のみ二年以内)に支出される経費が対象とされた。

この他、被災者生活再建支援法の適用要件を緩和し、市町村内の全壊世帯が十世帯以上あることが原則であったが、法適用となる市町村に隣接する市町村(人口十万人未満)については、同一の災害により五世帯以上が全壊した場合に適用対象とされた。

なお、支援金は、国と都道府県がそれぞれ二分の一ずつ負担する。

## 国際コメ年日本委員会発足

二〇〇四年の「国際コメ年」に、日本のコメの重要性を訴えていくための「国際コメ年日本委員会」が、一月二〇日発足した。木村尚三郎氏(東京大学名誉教授)を会長とし、農業団体や研究機関、消費者団体、地方六団体などで組織している。

「国際コメ年」は、二〇〇二年十二月の第五七回国連総会で、食料安全保障の確保と貧困撲滅のために、米が果たしている役割について、世界の注意を喚起するため、二〇〇四年を「国際コメ年」とするということを決議されたことに基づき設定されたもの。

同委員会の一月二〇日の第一回総会では、規約、役員・幹事等、取り組みコンセプト、活動計画 について審議、承認された。

活動計画では、国連の総会で採択された「国際コメ年の決議」の趣旨に賛同し、コメ・水田・稲作の果たす重要な役割について共通の認識を高めることを目的として、国際コメ年並びにコメ・水田・稲作の重要性に関する普及啓発、国際コメ年に関する会員間の相互連携、国際コメ年のロゴ使用申請の受付、FAOへの仲介 等の活動を行うこととしている。

国内では、今後この活動計画に基づき、関連した行事を全国各地で開くこととしている。